



## 昭和62年度新潟県における「初任者研修の試行」 実施要項

制定 昭和62年4月1日

### 1 目的

初任者研修の試行（以下「試行」という。）は、新採用教員に対して実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする初任者研修制度の円滑な実施を図るため、新採用教員の一部を対象として研修を実施し、その内容、方法等の効果的な在り方を究明することを目的とする。

### 2 対象

- (1) 試行の対象となる新採用教員（以下「試行対象教員」という。）は、小学校及び中学校にあっては、別表の1の市町村立学校に所属する全ての新採用教員とし、特殊教育諸学校にあっては、別表2の学校に所属し、新潟県教育委員会が指名する新採用教員とする。
- (2) 新潟県教育委員会又は試行対象教員が所属する学校を所管する市町村教育委員会（以下「関係市町村教育委員会」という。）は、その所管する学校の試行対象教員に対し、年間研修計画及び年間指導計画（以下「年間研修計画等」という。）に従い、1年間の初任者研修を受けることを命ずるものとする。

### 3 内容

試行の内容は次のとおりとする。

- (1) 試行対象教員は、学級又は教科・科目を担当するものとする。ただし、必要に応じて校務分掌を整減することができる。
- (2) 試行対象教員は、指導教員を中心にした研修及び教育センター等における研修（4泊5日の宿泊研修を含む。）を受けるものとする。
- (3) 試行対象教員は、洋上研修（10日間程度）を受けることがあるものとする。

### 4 期間

試行の期間は、昭和62年度の1年間とする。

### 5 実施主体等

- (1) 試行は、洋上研修を除き、新潟県教育委員会が実施する。
- (2) 小学校及び中学校の試行対象教員を対象とする試行は、関係市町村教育委員会の協力を得て実施する。
- (3) 関係市町村教育委員会は、新潟県教育委員会が実施する試行に必要な協力をするものとする。

### 6 実施体制

- (1) 新潟県教育委員会は、試行を効果的に実施するため、別に定めるところにより、関係機関との試行実施協議会を設置するものとする。
- (2) 新潟県教育委員会は、試行の円滑な実施を図るため、試行実施校校長等と連絡協議を行う。
- (3) 新潟県教育委員会は、試行対象教員の所属する学校に指導主

事を派遣すること等により、試行の実施状況を把握し、及び必要な指導、助言等を行う。

## 7 年間研修計画

- (1) 新潟県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、指導教員を中心とした研修及び教育センター等における研修その他必要な事項を定めるものとする。なお、洋上研修においては、文部省の定める実施計画によるものとする。
- (3) 関係市町村教育委員会は、新潟県教育委員会が作成する年間研修計画に従い、当該市町村教育委員会における年間研修計画を作成するものとする。
- (4) 新潟県教育委員会又は関係市町村教育委員会は、試行の進展に応じて、年間研修計画について、適時、必要な改善を行うことができるものとする。

## 8 年間指導計画

- (1) 試行対象教員が所属する学校（以下「関係学校」という。）の校長は、年間研修計画を参考に、校内体制に配慮しつつ、当該関係学校における年間指導計画を作成するものとする。
- (2) 関係学校の校長は、試行の進展に応じて、年間指導計画について、適時、必要な改善を行うことができるものとする。

## 9 指導教員

- (1) 指導教員は、関係学校の教頭、教諭又は非常勤講師の中から、

当該関係学校の校長の意見を聴いて、当該関係学校を所管する教育委員会が命ずる。

- (2) 指導教員は、当該学校の校長の指導の下に、他の教員と協力して年間研修計画等に従い、1年間当該関係学校の試行対象教員を指導し（試行対象教員1人当たり、年間70日程度とする。）及び試行対象教員に代わって授業を行うものとする。
- (3) 新潟県教育委員会は、指導教員に係る措置として、関係学校に対し、教員定数又は非常勤講師についての措置を講じる。

## 10 教科指導員

- (1) 中学校において、指導教員の免許教科が試行対象教員の免許教科と異なる場合は、試行対象教員に対する教科指導のため、教科指導員を置くことができる。
- (2) 教科指導員は、関係学校又はその近隣の学校の教頭、教諭又は非常勤講師の中から、当該学校の校長の意見を聴いて、当該学校を所管する教育委員会が命ずる。
- (3) 教科指導員は、当該関係学校の校長の指導の下に、年間研修計画等に従い、1年間、試行対象教員に対して教科指導を行う。
- (4) 新潟県教育委員会は、教科指導員に係る措置として、教科指導員が所属する学校に対し、非常勤講師についての措置を講じる。
- (5) 教科指導員が試行対象教員に対して教科指導を行うに当たっては、当該試行対象教員の指導教員との密接な連携を図るものとする。

## 11 非常勤講師

(県立学校)

新潟県教育委員会は、指導教員の配置により必要になる非常勤講師の人数に応じて非常勤講師を任命し、指導教員の所属する学校に勤務することを命ずる。

(市町村立学校)

- ① 新潟県教育委員会は、指導教員(又は教科指導員)の配置により必要になる非常勤講師の人数に応じて非常勤職員を採用し、市町村教育委員会の求めに応じて、当該非常勤職員を市町村教育委員会に派遣する。
- ② 市町村教育委員会は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、指導教員(又は教科指導員)の所属する学校に勤務することを命ずるものとする。
- ③ 新潟県教育委員会は、当該非常勤職員の報酬及び旅費を負担する。

## 12 洋上研修

新潟県教育委員会は、文部省が実施する洋上研修に試行対象教員を参加させることの決定を行う。

## 13 宿泊研修

- (1) 新潟県教育委員会は、試行対象教員に各種の教育的経験を得させるとともに、教員の相互交流を深めさせるため、宿泊研修(4泊5日程度)を実施する。
- (2) 宿泊研修は、試行対象教員とそれ以外の新採用教員について、

できる限り同時に実施するものとする。

## 14 校内体制

- (1) 関係学校の校長は、試行対象教員に対する学校全体としての協同的な指導体制を確立するため、試行対象教員の研修の実施体制を校務分掌組織として位置付けるものとする。
- (2) 指導教員は、他の教員と協力して試行対象教員の指導に当たるものとする。
- (3) 関係学校の校長は、試行対象教員の授業の実施に支障が生じることのないよう学校全体としての協力体制を整備するものとする。
- (4) 試行対象教員の研修に当たっては、他の校内研修との有機的関連に留意するものとする。

## 15 年間指導計画書及び指導報告書等

- (1) 関係学校の校長は、当該関係学校における年間指導計画書及び指導報告書を当該関係学校を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 関係市町村教育委員会は、当該関係市町村教育委員会における年間研修計画書及び研修報告書を新潟県教育委員会に提出するものとする。この場合、関係市町村教育委員会は、関係学校の校長が作成する年間指導計画書及び指導報告書を、添付するものとする。

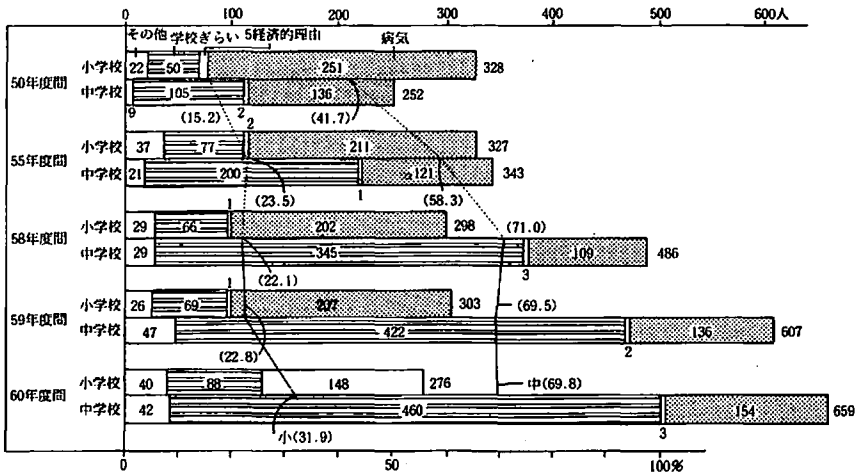
資料2 「初任者研修」試行にともなう本年度予算

(単位：千円)

事業名	初任者研修試行事業(新規)
予算額	49,953
施策の概要	<p>1 事業目的 昭和64年度から本格実施予定の初任者研修制度の試行として、小・中・特殊教育諸学校の新任教員全員を対象に幅広く各種の教育的体験を得させるとともに、教員の相互交流を深めさせ、教員としての知見を高める研修を行う。</p> <p>2 事業計画 (1) 試行対象研修事業 ア 指導教員による研修 イ 教育センター等における研修 ウ 宿泊研修 エ 洋上研修 (2) 県宿泊研修事業 試行対象教員を除く新任教員全員 4泊5日</p> <p>3 積算の方法 (1) 非常勤講師等 35,171 (2) 参加者等旅費 13,811 (3) 事務・費 971</p>

資料出所「新潟県62年度予算」

資料3 理由別長期欠席者数



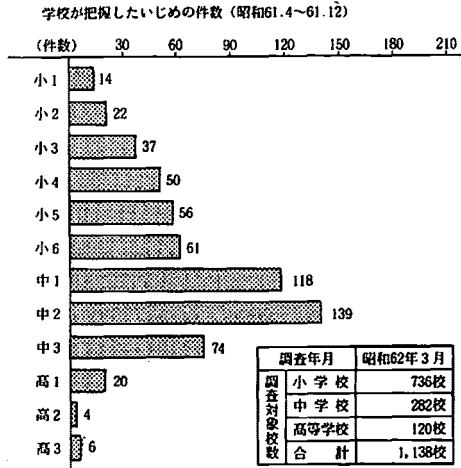
註 折れ線グラフは「学校きらい」の長期欠席者総数に占める割合の推移を表す。

資料出所「学校基本調査」

### 資料4 いじめの実態

児童生徒のいじめ等の実態

昭和61年4月から昭和62年3月までに学校が把握したいじめの件数は、小学校240件、中学校331件、高等学校30件で、いずれも昭和60年度の小学校3,134件、中学校1,121件、高等学校375件に比し、著しく減少している。



調査年月	昭和62年3月
小学校	736校
中学校	282校
高等学校	120校
合計	1,138校

④ 独立校、分校、全定併置校は各1校とする。

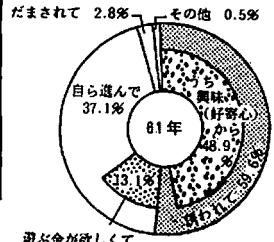
### 資料5 女子少年の性非行

性非行で補導した女子少年の推移 (昭和57~61年)

学級別 年次	種		学生・生徒				有職少年	無職少年	売(売野郎禁止法)童	淫(児童福祉法)	偏全習成条例)	みだらな性行為	不純な性行為	左記以外の
	指	指	小	中	高	そ								
57	154	100	26	70	4	17	35	6			130	18	18	
58	149	97	20	81	3	15	30	9	3	127	10	10	10	
59	191	124	22	99		28	41	29	1	151	10	10	10	
60	226	147	31	88	10	34	63	32		172	22	22	22	
61	213	138	13	82	4	47	67	38	5	150	20	20	20	

④ 本表の性非行は性行為に限られ、性行為に至らない不純性交遊等は含まない。以下同し。

性非行の動機別構成比



選ぶ金が欲しくて

性非行で補導した女子少年の学級別動機別状況 (昭和61年)

学級別	動機別	学生・生徒			有職少年	無職少年	合計	前	増減	増減率(%)
		小学生	中学生	その他						
総	数	13	82	4	47	67	213	226	▲13	▲5.8
自ら選んで	小計	2	17	1	26	33	79	62	17	27.4
	選ぶ金が欲しくて	1	3		8	16	28	13	15	115.4
	興味(好奇心)から	1	5		9	10	25	16	9	56.3
	セックスが好きで		1		2	3	6	8	▲2	▲25.0
	生活苦等金に困って							1	▲1	▲100.0
	自暴自棄				5		5	1	4	400.0
	特定の男が好きで		8	1	2	4	15	22	▲7	▲31.8
	その他							1	▲1	▲100.0
	小計	10	62	3	19	33	127	162	▲35	▲21.6
	誘われて	小計		2	3	10	15	20	▲5	▲25.0
興味(好奇心)から	7	55	2	16	23	103	125	▲22	▲17.6	
頼まれて別の男と	3	2				5	5	▲100.0		
その他		3	1			4	17	▲13	▲76.5	
だまされて	1	3		1	1	6	1	5	500.0	
おどされて							1	▲1		
その他				1		1		1		

性非行で補導した女子少年が、どんな動機で性行為に至ったかをみると表26及び図37のとおりで、積極的な「自ら選んで」が213人中79人(37.1%)で、全体の約4割は自ら選んで性行為を行っている。

なお、具体的な動機別では、誘われては「興味(好奇心)から」が、自ら選んで「選ぶ金が欲しくて」が最も多くなっている。

資料出所「新潟県警」